

公務員賠償責任保険 Q & A

1. 保険加入・解約について

Q. この保険の契約者は誰でしょうか？

A. 長野県庁生活協同組合が保険契約者となります。保険証券・約款は、長野県庁生活協同組合が保管します。ご加入された方には個々に加入者証を発行しお届けします。

Q. この保険に加入することができる人は？

A. この保険に加入することができるのは、長野県庁生活協同組合の組合員です。ただし、長野県庁生活協同組合の組合員の方でも、特別職の方々（副知事、教育長、定年再雇用嘱託、パート・アルバイトの方は加入できます。）や警察職の方々は加入することはできませんのでご注意ください。

Q. 今までこの保険に加入していましたが、このたび定年退職となり、嘱託として再任用されました。引き続き長野県庁生活協同組合の組合員ですが、この保険に継続して加入できますか？

A. 加入できます。

Q. 今までこの保険に加入していましたが、このたび定年退職となり、嘱託として再任用されました。引き続き長野県庁生活協同組合の組合員ですが、保険契約は継続しないでおこうと思います。何か気をつける点はありますか？

A. 9月21日午後4時以前の行為に起因する損害賠償請求等が5年間補償されますが、9月21日午後4時以降の行為に起因する損害賠償請求等は補償対象外となりますのでご注意ください。

Q. 今までこの保険に加入していましたが、保険期間中に定年退職となりますので、この保険を解約しようと考えています。何か気をつける点はありますか？

A. 保険期間中に解約されますと、解約された日以降に発生した損害賠償請求等は補償されませんのでご注意ください。

Q. 他の地方自治体や外郭団体へ派遣（出向）した場合、派遣先の業務に起因して発生する損害賠償請求等は補償されるのでしょうか？派遣後も長野県庁生活協同組合の組合員です。

A. 派遣後も①公務員の身分を維持すること、②長野県庁生活協同組合の組合員で特別職の方々（副知事、教育長、定年再雇用嘱託、パート・アルバイトの方は除く）および警察職の方々にないこと、③公務員としての責任を負うことの3条件を満たす場合は対象となります。

2. 保険加入の必要性について

Q. 平成 14 年 9 月の地方自治法の改正により、住民訴訟の場合、地方公務員個人には争訟費用※は不要になったのではないのでしょうか？

A. 平成 14 年 9 月の地方自治法の改正により、4 号訴訟により地方公務員個人に対する住民訴訟が提起された場合、自治体の執行機関を被告として住民訴訟がおきますので、この訴訟では地方公務員個人の費用負担は必要なくなりました。

しかし、地方公務員個人は、「正当な行為をおこなった」として住民と自治体の執行機関との間の訴訟に弁護士を雇い訴訟参加することができます。この争訟費用※は、この保険の対象となります。

※着手金・調査費用・交通費・諸経費等裁判の過程で必要になるもの、勝訴および和解した場合の弁護士への成功報酬

Q. 住民訴訟で地方自治体が敗訴した場合、地方公務員個人に賠償責任があるのでしょうか？賠償責任がある場合、この保険で補償されますか？

A. 地方自治体が敗訴した場合、いったん自治体が損害賠償金を負担しますが、地方自治体はこの住民訴訟となった事案を担当される地方公務員に対して求償（過失相当分の負担を求めること）することがあります。求償をされた場合には、保険金をお支払いできない事由に該当しない限りこの保険で補償されます。

Q. 住民訴訟以外で、地方公務員個人が訴えられることがあるのですか？

A. あります。「窓口対応が悪い」、「説明不足である」等を理由に「名誉を毀損された」として慰謝料請求訴訟がなされる可能性があります。また、地方公務員の不作為を原因とする訴訟もなされる可能性があります。

最近では、本来想定していなかった地方公務員個人に対する不法行為責任等による訴訟が提起されることも想定できます。地方公務員個人に対する争訟費用は、地方自治体が負担することが難しいため、この保険に加入する地方公務員は増えています。

なお、刑事訴訟の争訟費用は補償の対象外となりますのでご注意ください。

Q. 医療行為に起因する損害賠償請求等も補償の対象となりますか？

A. この保険では補償対象外です。

公立病院等に勤務する医療専門職の方々も長野県庁生活協同組合の組合員であれば加入できますが、医療行為の遂行に起因して発生した身体の障害については補償対象外となります。

Q. 消防職員の消火活動が原因で訴訟提起された場合は補償の対象となりますか？

A. 補償の対象となります。

ただし、保険金をお支払いできない事由に該当しない場合に限りです。

3. その他

Q. この保険について詳しく質問したい（相談したい）場合は？

A. 下記電話番号にご連絡ください。また、事故が発生した場合もご連絡ください。

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 長野支店 企業営業課
050-3462-8332【平日AM9時～PM5時】（土日祝日及び年末年始を除きます。）